##

## **はじめに**

このファクトシートは、マサチューセッツ州法の個人障害者教育法 のパートBおよび州内の各地方教育機関(LEA)に適用されるチャイルド・ファインドの要件についての概要を提供し、障害を持つ子供たちの特定、存在地確認、障害鑑定が適切に行える様に支援するリソースを提供する。マサチューセッツ州では、LEA の管轄地域に居住しているか当該地域で教育を受けている、３歳から２１歳の障害児すべてを対象に、各LEAがチャイルド・ファインド活動を行うことが義務付けられている。

**連邦法IDEA パート B に基づくチャイルド・ファインド要件の概要**

里親を持つ子供、ホームレス、ホーム・スクール、あるいは私立の学校に通う子供も含み、マサチューセッツ州に居住する３歳から２１歳の障害児と、特殊教育および関連サービスを必要とする子供たちはすべて、障害の度合いに関わらず、それら児童の存在を特定し、存在地を確認し、さらにそれら児童に障害鑑定を行わなければならない。チャイルド・ファインドは、上級学年に進んできている子供でも、障害を持つあるいは特殊教育を必要とする可能性があると思われる場合は、それらの児童を含まなければならない。連邦法のチャイルド・ファインド要件についての詳細情報は、アメリカ合衆国教育省特殊教育および更生保護サービス(OSERS)の、*学校復帰へのロードマップ：個人障害者教育法のパートBに基づくチャイルド・ファインド* (2021年 8月24日) )( チャイルド・ファインド ガイダンス)を参照。

IDEA パート B はまた、”LEAの管轄地域において、親が、教区立学校や学区内の小・中等学校を含む私立の学校に通わせている子供たちについても、それらの子供たちの障害の特定、存在地確認、および障害鑑定を行う事を義務付けて” いる。IDEA 規制のもと、それらのチャイルド・ファインド活動は、LEA における公立校がそれらの生徒のために行っている活動と類似する活動を、公立校以外の生徒たちにも行わなければならない。ホーム・スクールを含む私学教育を受けている障害児たちを対象とするチャイルド・ファインド要件についての詳細情報は、アメリカ合衆国教育省初等・中等教育課 (DESE)のウェブサイトを参照のこと。当ウェブサイトには、私学教育を受けている子供たちのための行政助言SPED 2018-1および、チャイルド・ファインド通知サンプルも提供されている。

**州法に基づくチャイルド・ファインド要件の概要**

連邦法に加え、マサチューセッツ州法においても、“各市、町、学区における教育委員会” は、“当該地域に居住する障害を持つ学齢児童を特定し”、“それら児童を診断し児童らのニーズを評価したうえで、それらのニーズに見合った特殊教育を提案し、そうした特殊教育の支給を提供あるいは手配”　する事を義務付けている。州法はさらに、それらの特定、診断、提案、および実際に提供されたプログラムについての記録を保管する事を各学区に義務付けている。

**チャイルド・ファインド活動の際の配慮**

OSERSの*チャイルド・ファインド* ガイダンスに述べられている様に、COVID-19によってもたらされた教育の混乱を鑑み、各LEA は現行のチャイルド・ファインド活動の慣行の有効性を見直し、適宜新しい活動を開始する必要がある。例えば、地元で家族が頻繁に利用するウェブサイト、診療所、自閉症センター、病院、私立学校、託児所などにチャイルド・ファインド案内を載せているLEAは、それらのチャイルド・ファインド案内をソーシャル・メディアのページで紹介したり、投稿の設定数を拡大する事も可能である。チャイルド・ファインド活動に関するその他のアイデアについては、OSERSのQ&A 5 *チャイルド・ファインド* を参照のこと。